

2017年2月23日 全19頁

組織再編税制の見直し

合併・株式交換によるスクイーズアウトが適格組織再編成になり得ることに

金融調査部 主任研究員
金本悠希

[要約]

- 2月3日、法人税法等の改正案が公表された。昨年末公表された税制改正大綱を踏まえ、組織再編税制の見直しが盛り込まれている。スピノフに関する税制上の手当がなされたほか、スクイーズアウトを実施しやすくする見直しが含まれており、実務的に非常に重要な改正である。
- スピノフとは、特定事業を切り出して独立の会社とする組織再編成の手法である。現行制度では適格要件を満たさず事業を切り出す会社に課税がなされるが、新設分割型分割、完全子会社株式の現物分配等を利用したスピノフが適格要件を満たし得るよう、適格要件の見直しが行われている。
- スクイーズアウトとは、対象会社を完全子法人化するため、現金を対価として少数株主から株式を強制的に取得する行為である。実務上、全部取得条項付株式等を利用して行う方法が一般的である。現行制度ではこれらの方法による場合、対象会社に対する課税は生じないが、これらの手法による場合も、株式交換と同様に組織再編税制の一環として位置づけ、適格要件を満たさない場合は対象会社に対して課税がなされる等の見直しが行われている。
- さらに、合併・株式交換によるスクイーズアウトを行いやすくする見直しも行っている。現行制度では、現金対価の合併・株式交換は適格要件を満たさず対象会社に対して課税がなされるが、合併法人等が対象会社の2/3以上の株式を保有する場合、現金合併等が適格要件を満たし得るよう適格要件が見直されている。
- その他、適格要件（企業グループ内の分割型分割に係る関係継続要件・共同事業を行うための合併等に係る株式継続保有要件）の見直し等が行われている。
- 施行時期は、スクイーズアウト関連の見直し・適格要件の見直しについては、平成29年10月1日以後の組織再編成について適用される。それ以外の見直し（スピノフ等）については、平成29年4月1日以後の組織再編成について適用される。

1. はじめに

2017年2月3日、財務省が、法人税法改正案を含む「所得税法等の一部を改正する等の法律案」を公表した¹（政省令の改正案は本稿執筆時点で未公表）。これは、昨年12月8日、自由民主党・公明党が公表した「平成29年度税制改正大綱」（以下、「大綱」）を踏まえた改正法案である。大綱では、法人課税の「コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備」の中に組織再編税制の見直しが盛り込まれ、下記を含む様々な見直しが行われている。

- | |
|---------------------|
| ①スピノフに関する手当 |
| ②スクイズアウトに関する見直し |
| ③その他の見直し（適格要件の見直し等） |

本稿では、現行の組織再編税制について確認した上で、法人税法改正案を踏まえつつ、大綱の見直し内容について解説する。

2. 現行の組織再編税制の概要

法人が合併や分割等の組織再編成により資産を他の法人に移転した場合、通常の譲渡と同様に、移転した資産の譲渡損益を計上することが原則である。しかし、組織再編成により移転する資産に対する支配が組織再編成後も継続していると認められるものについては、簿価による譲渡をしたものとして、移転する資産の譲渡損益の計上を繰り延べることとされている。

具体的には、企業グループ内の組織再編成、共同事業を営むための組織再編成について、それぞれ次の要件（適格要件）を満たし、対価として合併法人等の株式のみを交付²する場合には、被合併法人等に対する移転資産の譲渡損益の計上が繰り延べられる。

図表1 組織再編成の適格要件

	企業グループ内の組織再編成	共同事業を営むための組織再編成
適格要件	<ul style="list-style-type: none"> ○100%関係の法人間で行う組織再編成 <ul style="list-style-type: none"> ・100%関係の継続 ○50%超関係の法人間で行う組織再編成 <ul style="list-style-type: none"> ①50%超関係の継続 ②主要な資産・負債の移転 ③移転事業従事者の概ね80%が移転先事業に従事（株式交換・株式移転の場合は完全子法人の従業者の継続従事） ④移転事業の継続（株式交換・株式移転の場合は完全子法人の事業の継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業の関連性があること ②（イ）事業規模（売上、従業員、資本金等）が概ね5倍以内 又は （ロ）特定役員への就任（株式交換・株式移転の場合は完全子法人の特定役員の継続） ③左の②～④ ④移転対価である株式の継続保有（株主） ⑤完全親子関係の継続（株式交換・株式移転のみ）

（出所）財務省ウェブサイト（http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/218.htm）

¹ 財務省ウェブサイト（http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/193diet/index.htm）参照。

² 合併、分割及び株式交換については、合併法人、分割承継法人又は株式交換完全親法人の100%親法人の株式のみの交付を含む。

一方、株主に対する課税は次のようになる。法人が合併等により資産を他の法人に移転した場合、その株主については、原則として、保有株式を時価で譲渡したとみなして譲渡損益が生じる。ただし、株主が合併法人等の株式のみの交付³を受けた場合は、旧株式の譲渡損益に対する課税が繰り延べられる。また、株主が合併等により金銭その他の資産の交付を受けた場合、非適格合併等の場合はみなし配当が生じ得るが、適格合併等の場合はみなし配当は生じない。

図表 2 組織再編成における株主に対する課税

適格組織再編成		課税なし
非適格組織再編成	合併法人等の株式のみの交付を受けた場合（※）	みなし配当課税
	金銭その他の資産の交付を受けた場合	みなし配当課税、株式譲渡損益課税

（※）合併法人等の100%親法人の株式のみの交付を受けた場合を含む。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

3. スピンオフに関する手当て

(1) スピンオフとは

スピンオフとは、特定の事業を切り出して独立の会社とする組織再編成の手法で、米国で一般的に用いられているものである。スピンオフにより、いわゆる「コングロマリット・ディスカウント」、つまり、上場企業などが複数の事業を営んでいる場合に、複数の事業をそれぞれ別の企業が営む場合よりも、事業価値の総和が市場で低く評価される、という問題が解消されることが期待される。

大綱は、スピンオフの具体的手法として、以下のタイプを前提に適格要件を見直している。後述するように、現行制度ではこれらの手法によるスピンオフは、原則として適格要件を満たさず、適格組織再編成とならない。

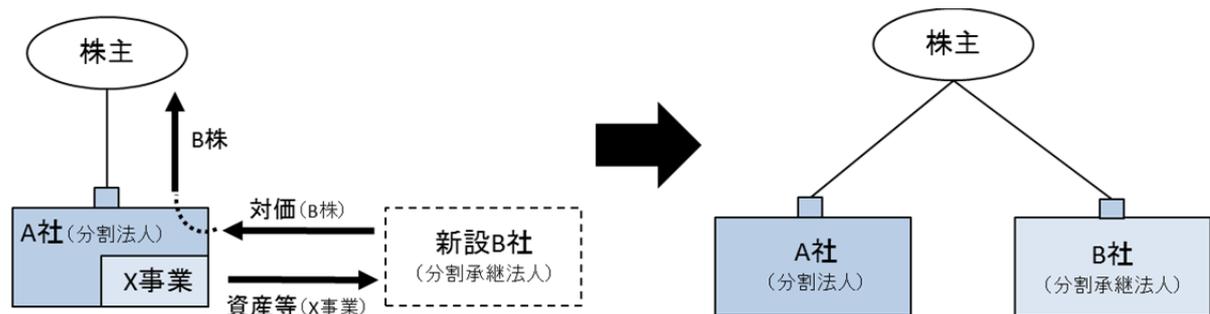
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①新設分割型分割 ②100%子法人株式全部の現物分配 ③単独新設分社型分割+②の現物分配 ④単独新設現物出資+②の現物分配 |
|--|

(2) 新設分割型分割

新設分割型分割によるスピンオフのイメージは次ページの通りである。

³ 注2参照。

図表 3 新設分割型分割によるスピノフ



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(ア) 現行制度

現行制度では、新設分割型分割によるスピノフは、原則として適格要件を満たさない。まず、企業グループ内の組織再編成の場合（図表 1 参照）、分割後に、A 社と B 社の間に 100%の株式を保有又は 50%超の株式を保有している関係が継続していること、あるいは、同一の者が A 社と B 社の 100%の株式を保有又は 50%超の株式を保有している関係が継続していることが見込まれていることが必要である（法人税法（以下、「法法」という）第 2 条第 12 号の 11 イ・ロ、法人税法施行令（以下、「法令」という）第 4 条の 3 第 6 項・第 7 項）。しかし、後述のように、大綱で認められた手法のスピノフは基本的には上場会社を想定していると考えられ、上場会社の場合、上記の要件を満たすのは A 社に 50%超の株主が存在するという、比較的稀なケースしか該当し得ない。一方、共同事業を営むための組織再編成の場合（図表 1 参照）、分割事業（X 事業）と、分割前に分割承継法人（B 社）が営む事業が相互に関連するものであることが必要である（法法第 2 条第 12 号の 11 イ・ロ、法令第 4 条の 3 第 8 項第 1 号）。しかし、新設分割の場合、（分割前に B 社が営む事業が存在しないため）この要件が満たされない。

適格要件を満たさず非適格分割型分割となった場合（及び適格分割型分割の場合）、課税上の扱いは以下ようになる（法法第 24 条第 1 項第 2 号、第 61 条の 2 第 4 項、第 62 条第 1 項、第 62 条の 2 第 2 項、法令第 123 条の 3 第 3 項）。

図表 4 分割型分割の課税上の扱い

	分割法人（A 社）	分割承継法人（B 社）	分割法人（A 社）の株主
非適格分割型分割	譲渡損益を計上（※1）	課税なし	みなし配当課税（※2）
適格分割型分割	課税なし（※3）	課税なし	課税なし

（※1）資産等（X 事業）を時価で譲渡したとした場合の譲渡損益を計上する。

（※2）B 株以外の資産を交付された場合は、（X 事業を譲渡したとみなして）A 株についての株式譲渡損益の計上も行う。

（※3）資産等（X 事業）の帳簿価額を引継ぐ（課税繰延）。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

(イ) 大綱等による見直し

大綱は、新設分割型分割タイプのスピノフとして、以下の要件を満たすものを適格分割の範囲に追加するとしている（法人税法改正案第2条第12号の11ニでは、以下の要件は政令で定めるとされており、法人税法改正案には記載されていない）。比較のため、共同事業を営むための適格分割型分割の要件も記載している（法第2条第12号の11、法令第4条の3第8項）。

図表5 新設分割型分割タイプのスピノフの適格要件（及び現行の適格要件）

大綱の適格要件	(参考) 現行の共同事業を営むための適格分割型分割の適格要件
①分割に伴って、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されるものであること	(1) 分割に伴って、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人株式のみ（又は分割承継親法人株式のみ）が交付されるものであること
②分割法人が分割前に他の者による支配関係がないものであり、分割承継法人が分割後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること	
③分割法人の分割事業の主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること	(2) 分割法人の分割事業の主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること
④分割法人の分割事業の従業者のおおむね 80% 以上が分割承継法人の業務に従事していることが見込まれていること	(3) 分割法人の分割事業の従業者のおおむね 80% 以上が分割承継法人の業務に従事していることが見込まれていること
⑤分割法人の分割事業が分割承継法人において引き続き行われることが見込まれていること	(4) 分割法人の分割事業（※1）が分割承継法人において引き続き行われることが見込まれていること
⑥分割法人の役員又は重要な使用人が分割承継法人の特定役員（※2）となることが見込まれていること	(5) 以下のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> 分割法人の役員等のいずれかと分割承継法人の特定役員（※2）のいずれかが分割後に分割承継法人の特定役員となることが見込まれていること 分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業のそれぞれの売上、従業者数等の割合が、おおむね 5 倍を超えないこと
	(6) 分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業とが相互に関連するものであること
	(7) 以下の者が有する分割法人株式が発行済株式の 80% 以上であること（分割法人の株主数が 50 人未満の場合のみ適用） <ul style="list-style-type: none"> 分割法人の株主等で、交付を受ける分割承継法人株式（又は分割承継親法人株式）の全部を継続して保有していることが見込まれる者 分割承継法人 他の分割法人

（※1）分割承継法人の分割承継事業と関連する事業に限る。

（※2）社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者（法令第4条の3第4項第2号）。

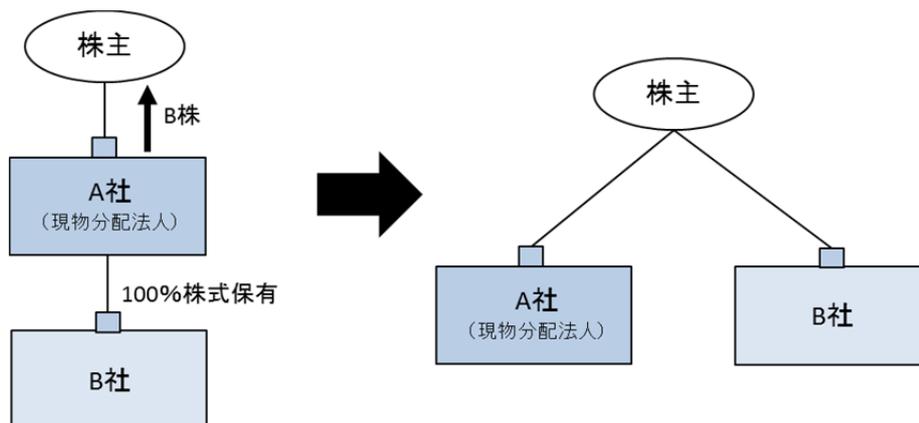
（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

大綱と現行制度の適格要件を比較すると、大綱が認める適格要件では、現行制度の共同事業を営むための適格分割型分割の要件のうち、(6) (事業関連性要件) と(7) (株式継続保有要件) が不要となっている (また、(5) のうち事業規模要件が不要となっている)。一方、大綱では② (支配関係不存在要件) が求められている。この要件により、分割法人は他の者による支配関係 (50%超の株式保有) がいないこと、つまり、50%超の株式を有する株主⁴がいないことが求められる。そのため、多くの場合、非上場会社は該当せず、基本的には上場会社が該当すると考えられる。また、上記①の要件により、分割法人の株主に対して、その持株数に応じて分割承継法人の株式が交付されることとなる。そのため、分割法人が上場会社である場合、上場会社株主に対して持株数に応じて分割承継法人 (スピノフによって独立した法人) の株式が交付されることとなるため、スピノフと同時に分割承継法人を上場するというケースが想定されていると考えられる。

(3) 100%子法人株式全部の現物分配

100%子法人株式全部の現物分配によるスピノフのイメージは以下の通りである。

図表 6 100%子法人株式全部の現物分配によるスピノフ



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(ア) 現行制度

現行制度では、現物分配の適格要件として、現物分配を受ける者が現物分配法人 (A 社) の100%の株式を保有している内国法人であることが求められている (法第2条第12号の15)。よって、現物分配法人の株主が完全親法人でない限り、100%子法人株式の現物分配によるスピノフは適格要件を満たさない。

適格要件を満たさず非適格現物分配となった場合 (及び適格現物分配の場合)、課税上の扱いは以下になる (法第23条第1項・第24条第1項第3号・第61条の2第17項・第62条の5第3項・第4項、法第23条第1項第3号・第32条第1項第3号)。

⁴ 株主が個人の場合、保有株式数は親族等の保有分を合算して計算する。

図表 7 現物分配の課税上の扱い

	現物分配法人 (A 社)	現物分配資産 (B 株)	被現物分配法人 (A 社株主)
非適格現物分配	譲渡損益を計上(※1)	課税なし	(みなし) 配当課税 (※2)
適格現物分配	課税なし (※3)	課税なし	課税なし (※4)

(※1) 資産 (B 株) を時価で譲渡したとした場合の譲渡損益を計上する。

(※2) 利益剰余金を原資とする場合、資産の時価相当額が配当課税 (資本の払い戻し・解散による残余財産の分配により資産の交付を受けた場合、みなし配当課税) の対象となる (受取配当の益金不算入の適用あり)。また、交付を受けた資産が金銭その他の資産だった場合は、A 株の譲渡があったものとして株式譲渡損益の計上も行う。

(※3) 資産 (B 株) を帳簿価額で譲渡したものとする。

(※4) 資産 (B 株) の帳簿価額を引継ぐ (課税繰延)。適格現物分配において資産の移転を受けたことにより生ずる収益は益金に算入されない。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(イ) 大綱等による見直し

大綱は、100%子法人株式全部の現物分配について、分割型分割と同様に取り扱うため、以下の措置を講ずるとしている。

(A) 現物分配法人の株主の課税上の扱いの見直し

前述のように、従来の税制では、現物分配法人の株主が完全親法人でない限り、非適格現物分配となり、現物分配法人の株主 (A 社株主) に対しては (みなし) 配当課税がなされ、交付を受けた資産が金銭その他の資産だった場合は、株式譲渡損益の計上が求められる (図表 7 参照)。大綱は、現物分配法人の株主の課税上の扱いを以下のようにするとしており、法人税法改正案 (第 24 条第 1 項第 3 号、第 61 条の 2 第 8 項) でも大綱に沿った見直しが行われている。この扱いは分割型分割における分割法人の株主の扱い (図表 4 の (※2) 参照) と同様である。

- ①旧株 (現物分配法人の株式 (A 株)) のうち、その交付を受けた子法人株式 (B 株) に対応する部分の譲渡を行ったものとみなす。
- ②後述の新たな適格要件を満たさない場合、子法人株式 (B 株) の価額のうち現物分配法人 (A 社) の資本金等の額を超える部分を原資とする金額を配当とする。
- ③ただし、現物分配法人 (A 社) の株主の持株数に応じて子法人株式 (B 株) のみが交付される場合には、旧株 (A 株) の譲渡損益の計上を繰り延べる (所得税についても同様)。

(B) 組織再編税制への組み込み

大綱は、100%子法人株式全部の現物分配について、次の要件を満たすものを適格組織再編成の一類型とするとしており、法人税法改正案 (第 2 条第 12 号の 15 の 3・第 62 条の 5 第 3 項) でも大綱に沿った見直しが行われている⁵。次の要件を満たす場合、現物分配法人 (A 社) における子法人株式 (B 株) の譲渡損益を計上しない (また、源泉徴収等も行わない) こととなる。

⁵ ただし、法人税法改正案第 2 条第 12 号の 15 の 3 では、要件は政令で定めるとされており、法人税法改正案には記載されていない。

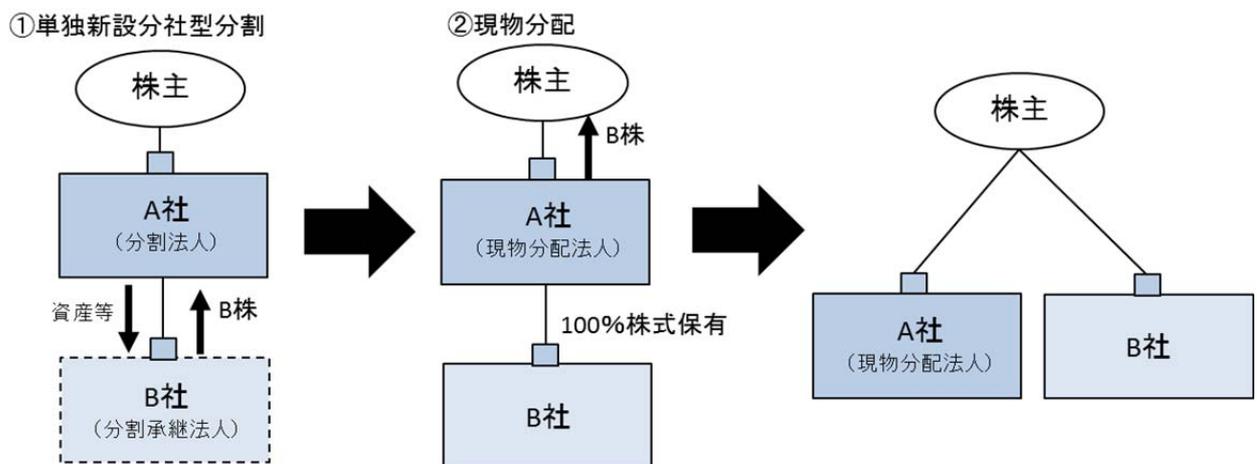
- ①現物分配により現物分配法人の株主の持株数に応じて子法人株式のみが交付されるものであること
- ②現物分配法人が現物分配前に他の者による支配関係がないものであり、子法人が現物分配後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること
- ③子法人の従業者のおおむね 80%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること
- ④子法人の主要な事業が引き続き行われることが見込まれていること
- ⑤子法人の特定役員 of 全てがその現物分配に伴って退任をするものでないこと

新設分割型分割タイプのスピノフと同様、②（支配関係不存在要件）が求められ、基本的に現物分配法人は上場会社が該当すると考えられる。また、上記①の要件により、現物分配法人の株主に対して、その持株数に応じて子法人株式が交付されることとなり、現物分配法人が上場会社の場合、スピノフと同時に子法人を上場するというケースが想定されていると考えられる。

(4) 単独新設分社型分割/単独新設現物出資と現物分配の 2 段階でのスピノフ

単独新設分社型分割と(3)の現物分配の 2 段階でのスピノフのイメージは以下の通りである。

図表 8 単独新設分社型分割及び現物分配の 2 段階でのスピノフ



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

現行制度では、上記の 2 段階でのスピノフは、原則として適格要件を満たさない。まず、共同事業を営むための組織再編成の場合（図表 1 参照）、分割事業と、分割前に分割承継法人（B 社）が営む事業が相互に関連するものであることが必要である（法第 2 条第 12 号の 11 イ・ロ、法令第 4 条の 3 第 8 項第 1 号）。しかし、新設分割の場合、（分割前に B 社が営む事業が存在しないため）この要件を満たされない。一方、企業グループ内の組織再編成の場合（図表 1 参照）、分割後に、A 社と B 社の間に 100%の株式を保有又は 50%超の株式を保有している関係が継続していること、あるいは同一の者が A 社と B 社の 100%の株式を保有又は 50%超の株式を保有し

ている関係が継続していることが見込まれていることが必要である（関係継続要件。法第2条第12号の11イ・ロ、法令第4条の3第6項・第7項）。しかし、上記の2段階でのスピノフでは、分社型分割後にB株を現物分配するため、現物分配後までを考慮すると、上場会社の場合、上記の関係継続要件を原則として⁶満たさない。

大綱は上記の2段階でのスピノフについて、単独新設分社型分割の後にその交付を受けた分割承継法人株式を分配する上記(3)の現物分配を行うことが見込まれている場合には、その単独新設分社型分割に係る関係継続要件は、「その現物分配の直前の時までの関係により判定する」としている。この見直しにより、上記の2段階でのスピノフは適格要件を満たし得ることとなる（関係継続要件は政令で規定される事項（法令第4条の3第6項・第7項）のため、上記見直しは法人税法改正案には盛り込まれていない）。

また、2段階でのスピノフとして、単独新設分社型分割の代わりに単独新設現物出資を行い、その後に現物分配を行う手法もあり得る。大綱は、この手法についても上記の関係継続要件の判定方法の見直しと同様の見直しを行うとしている。

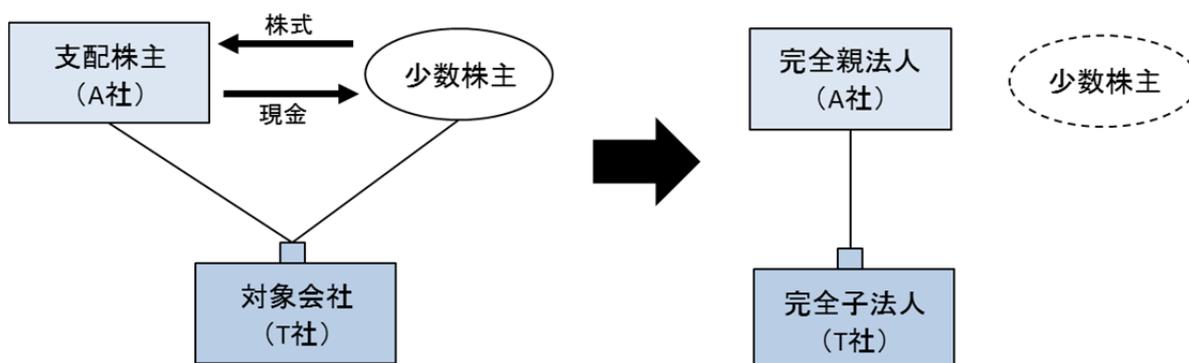
4. スクイズアウトに関する見直し

(1) スクイズアウト手法の組織再編税制への組み込み等

(ア) 現行制度

スクイズアウトとは、対象会社を完全子法人化するために、支配株主が対象会社の少数株主から株式を強制的に取得する（会社から「締め出す」。Squeeze-out）行為を指す。

図表9 スクイズアウトのイメージ



(注) 対象会社が少数株主から株式を取得する場合もあり得る。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

⁶ 上場会社の場合、上記の要件を満たすのはA社に50%超の株主が存在する場合である。しかし、その場合は、新設分社型分割の後に行う現物分配の要件（現物分配法人（A社）が現物分配前に他の者による支配関係がないものである）を満たさないこととなる。

スクイーズアウトには、一般的に、TOB（公開買付け）により対象会社の株式の2/3以上を取得した後で、以下のいずれかの手法によって、少数株主が保有する株式を現金を対価として取得する方法がある（会社法第2条第19号、第108条第1項第6号、第179条、第180条）。下記のうち、②③は少数株主が保有する株式を端数株式に変えた上で、それを現金を対価として取得するものである。

図表 10 スクイーズアウトの手法

手法	概要
①株式売渡請求	90%以上の議決権を有する株主が、他の全ての株主に対して現金を対価として株式を売り渡すよう請求する。
②株式併合	(i) 複数の株式を1株に統合（株式併合）し、他の全ての少数株主の保有株式を1株未満（端数）とする。 (ii) 支配株主（※1）が、少数株主から端数株式を現金を対価として取得する。
③全部取得条項付株式	(i) 発行済株式を全部取得条項付種類株式（※2）に変更する。 (ii) 対象会社が全株主から全部取得条項付種類株式を取得する。その対価として、少数株主の株式が端数となる新株を交付する。 (iii) 支配株主（※1）が、少数株主から端数株式を現金を対価として取得する。

（※1）対象会社が端数株式を取得する方法も考えられる。

（※2）会社が、一定の事由が生じたことを条件として、全て取得することができる種類株式。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

上記の手法によって対象会社が完全子法人化された場合、株式交換によって完全子法人化する場合（非適格の場合、一定の資産について時価評価（法第62条の9））と異なり、原則として、対象会社に対する課税は生じない⁷（対象会社の少数株主に対する課税については、後掲図表15参照）。

ただし、支配株主（A社）が連結納税を採用している場合、完全子法人化に伴い、対象会社（T社）は連結グループに加入することとなる。連結グループに加入した場合（及び連結納税の適用を開始した場合）、連結納税の導入を利用した租税回避を防止するため、含み損益を精算して繰越欠損金の一部⁸が切り捨てられることとなる。具体的には、対象会社について、原則として以下の処理が行われることとなる（法第61条の11・第61条の12、法第81条の9）。

①以下の資産について時価評価損益を計上（含み益が1,000万円⁹未満である資産等は除く）

—固定資産、土地¹⁰、有価証券¹¹、金銭債権、繰延資産

②欠損金の一部を切り捨て

⁷ 株式併合や全部取得条項付株式を利用した手法において、端数株式を対象会社が取得（自己株取得）した場合は、資本金等の額の減少（みなし配当が生じる場合、その部分については利益積立金額の減少）として処理する必要がある。

⁸ 個別所得金額を超える部分。

⁹ 資本金等の額の50%が1,000万円未満の場合は、資本金等の額。

¹⁰ 土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。

¹¹ 売買目的有価証券・償還有価証券を除く。

もつとも、上記の措置は課税上の弊害がないと認められる場合には例外が認められている。具体的には、適格株式交換により連結親法人の完全子法人となる法人等については、一定の資産の時価評価は適用されず（法第61条の12第1項第2号）、欠損金は、その所得金額を限度として連結納税における繰越控除の対象と認められる（法第81条の9第1項～第3項）。

（イ）大綱等による見直し

スクイーズアウトの手法に関して、大綱は、上記の全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による完全子法人化について、「株式交換と同様に、組織再編税制の一環として位置づけ」、以下の見直しを行うとしている。

（A）時価評価を行う場合への追加（非適格の場合）

前述の通り、現行制度上、全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求によって完全子法人化した場合、原則として対象会社に対する課税は生じない。

大綱は、これらの手法によって完全子法人化した場合について、「企業グループ内の株式交換と同様の適格要件を満たさない場合」、対象会社を「非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度等の対象に加える」としている。法人税法改正案（第2条第12号の16、第62条の9第1項）でも大綱に沿った見直しが行われている。

図表 11 完全子法人化した場合の対象会社に対する課税の見直し

手法	適格	非適格
株式交換	課税なし	以下の資産について時価評価損益を計上 — 固定資産、土地（※1）、有価証券（※2）、金銭債権、繰延資産 （注）含み益が1,000万円（※3）未満である資産等は除く

以下の手法を利用して完全子法人化した場合を追加（※4）

- ① 全部取得条項付種類株式の端数処理
- ② 株式併合の端数処理
- ③ 株式売渡請求

（※1）土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。

（※2）売買目的有価証券・償還有価証券を除く。

（※3）資本金等の額の50%が1,000万円未満の場合は、資本金等の額。

（※4）これらの手法が適格要件を満たすか否かは、企業グループ内の株式交換と同様の適格要件について判定する。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

（B）連結グループへ加入した場合等の扱いの見直し

前述の通り、連結納税を開始した場合及び連結グループに加入した場合は、原則として、完全子法人について、一定の資産の時価評価損益が計上され、欠損金の一部の切り捨てが行われる。ただし、適格株式交換により連結親法人の完全子法人となる法人等については、これらの一定の資産の時価評価は適用されず（法第61条の12第1項第2号）、欠損金は、その所得金

額を限度として連結納税における繰越控除の対象と認められる(法第81条の9第1項～第3項)。

大綱は、全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求の手法によって完全子法人化したときについて、企業グループ内の株式交換と同様の適格要件を満たす場合、一定の資産の時価評価の対象から除外するとしている。また、連結納税の開始等の前に生じた欠損金額について、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に加えるとしている。法人税法改正案(第2条第12号の16、第61条の12第1項第2号)でも大綱に沿った見直しが行われている。

図表 12 連結グループへ加入した完全子法人等の扱いの見直し

原則	①一定の資産の時価評価損益を計上 ②欠損金の一部を切り捨て
例外 —適格株式交換による完全子法人等	①一定の資産の時価評価の対象外 ②欠損金は連結納税における繰越控除の対象 (注) 個別所得金額が限度

以下の手法を利用して完全子法人化した場合で、適格要件(※)を満たす場合を追加

- ①全部取得条項付種類株式の端数処理
- ②株式併合の端数処理
- ③株式売渡請求

(※) 企業グループ内の株式交換と同様の適格要件。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 時価評価の対象外となる資産の追加

前述の通り、株式交換によって完全子法人化した場合、及び、連結納税の開始又は連結グループへ加入した場合、含み益が1,000万円¹²未満である資産等を除き、原則として一定の資産について時価評価損益を計上する(法第61条の11・第61条の12・第62条の9、法令第122条の12・第123条の11)。

大綱は、これらの時価評価制度について、時価評価の対象となる資産から、帳簿価額が1,000万円未満の資産を除外するとしている(時価評価の対象となる資産から除外されるものは政令で定められるため、この見直しは法人税法改正案には盛り込まれていない)。この見直しにより、現行法上取り扱いが問題となる、自己創設のれん(帳簿価額がゼロ)については、時価評価の対象外となると考えられる¹³。

¹² 資本金等の額の50%が1,000万円未満の場合は、資本金等の額。

¹³ 企業会計上、自己創設のれんは貸借対照表への資産計上は認められていない。一方、税務上は、自己創設のれん(営業権)は、営業権が無形固定資産とされている(法令第13条第8号ヲ)ため、時価評価の対象に含まれるとするのが実務上では一般的である(角田享介「自己創設営業権の時価評価について」税務大学校論叢80号)。今回の見直しは、税務上の扱いを企業会計上の扱いに合わせるものと捉えることができる。

図表 13 時価評価の対象外となる資産の追加

対象となる制度	時価評価対象資産	時価評価の対象外となる資産
①非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度 ②連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度	①固定資産 ②土地（※1） ③有価証券（※2） ④金銭債権 ⑤繰延資産	含み益が1,000万円（※3）未満である資産等

帳簿価額が1,000万円未満の資産を追加

（※1）土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。

（※2）売買目的有価証券・償還有価証券を除く。

（※3）資本金等の額の50%が1,000万円未満の場合はその額。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

（3）吸収合併・株式交換によるスクイーズアウトの見直し

（1）で株式売渡請求・株式併合・全部取得条項付株式を利用したスクイーズアウトについて述べたが、スクイーズアウトの手法としては他にも、現金を対価とする吸収合併・株式交換がある。しかし、合併・株式交換のいずれも、適格要件として、原則として合併法人・株式交換完全親法人の株式（又はその親法人の株式）のみを対価として交付することが求められており（金銭等不交付要件（法第2条第12号の8、第12号の16））、現金を対価とする場合は適格要件を満たさない。

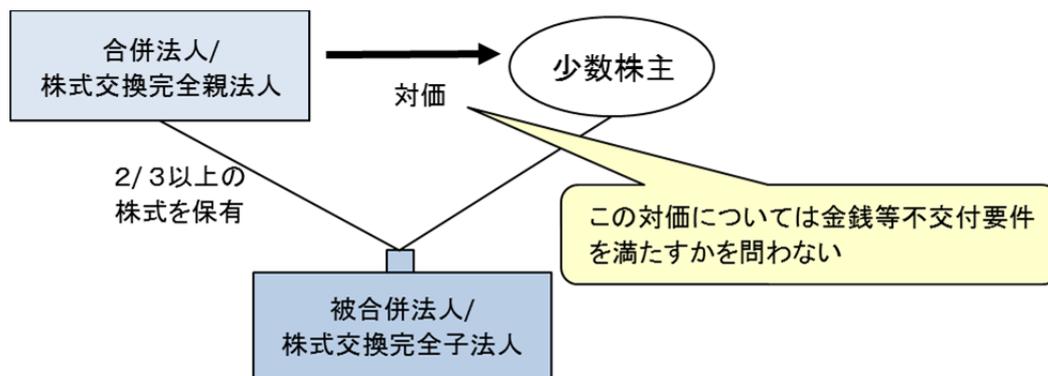
その結果、現金株式交換の場合は対象会社の一定の資産について時価評価損益が計上され（法第62条の9第1項）、現金吸収合併の場合は対象会社の資産・負債を時価で譲渡したものとされるため（法第62条第1項）、これらの手法を選択することは実務的には大きなハードルがある。

大綱はこの点について、現金株式交換・現金吸収合併を実施しやすくする見直しを行っている。具体的には、金銭等不交付要件について、以下の場合は、合併法人・株式交換完全親法人以外の株主に対して交付する対価が金銭等不交付要件を満たすか否かは問わない（合併法人・株式交換完全親法人についてのみ金銭等不交付要件の適否を判定）こととする見直しを行っている。法人税法改正案（第2条第12号の8・第12号の17）でも大綱に沿った見直しが行われている。この見直しにより、以下の場合については、少数株主に対して現金を交付した場合でも適格組織再編成とでき、対象会社の課税を繰り延べられるようになる。

①合併法人が被合併法人の発行済株式の2/3以上を有する場合

②株式交換完全親法人が株式交換完全子法人の発行済株式の2/3以上を有する場合

図表 14 吸収合併・株式交換における金銭等不交付要件の見直し



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(4) 全部取得条項付株式を利用した場合の少数株主に対する課税の見直し

(ア) 現行制度

前述の通り、全部取得条項付株式を利用してスクイーズアウトを行う場合、以下の流れで行う。

- (i) 株主総会特別決議で対象会社の定款を変更し、株式を全部取得条項付株式に変更する。
- (ii) 対象会社が全株主から全部取得条項付株式を取得する。その対価として、少数株主の株式が端数となる新株を交付する。
- (iii) 支配株主又は対象会社が、少数株主から端数株式を現金を対価として取得する。

この場合、少数株主の対応としては以下のパターンが考えられる（会社法第 116 条第 1 項第 2 号、第 172 条第 1 項）。

- ①上記(i)に関して、定款変更に対抗し、対象会社に対して保有株式の買取りを請求する。
- ②上記(ii)に関して、全部取得条項付種類株式の取得に対抗し、裁判所に対して、対象会社による「全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立て」を行う。
- ③争わずに、現金を対価として、端数株式を支配株主又は対象会社に対して交付する。

上記の場合について、少数株主に対する課税は次のようになる。まず、①（定款変更反対株主）の場合、対象会社による自己株式の取得となり、一定部分¹⁴がみなし配当とされ（法第 24 条第 1 項第 4 号・所得税法（以下、「所法」という）第 25 条第 1 項第 4 号）、対価からみなし配当を差し引いた残りの部分と取得価額との差額を譲渡損益と認識する。次に、②（取得価格決定申立株主）の場合、対象会社による自己株式の取得となるが、みなし配当事由からは除外されているため（法第 24 条第 1 項第 4 号・法令第 23 条第 3 項第 10 号、所法第 25 条第 1 項第 4 号・所得税法施行令（以下、「所令」という）第 61 条第 1 項第 10 号）、みなし配当はなく、譲渡損益を認識するのみである。次に、③（争わない株主）については、端数株式を支配株主に交

¹⁴ 支払対価のうち、取得する株式に対応する資本金等の額を超える部分。

付する場合は譲渡損益を認識する。一方、端数株式を対象会社に対して交付する場合、自己株式の取得となるが、端数株式の場合はみなし配当事由から除外されているため（法第24条第1項第4号・法令第23条第3項第9号、所法第25条第1項第4号・所令第61条第1項第9号）、みなし配当はなく、譲渡損益を認識するのみである。

よって、①（定款変更反対株主）の場合だけみなし配当が生じることになるが、みなし配当は持分割合に応じて全部又は一部が益金不算入となるため（法第23条第1項・第24条第1項）、①は他の場合よりも有利な扱いとなる。

（イ）大綱等による見直し

大綱は、上記①（定款変更反対株主）の取扱について見直しを行っている。具体的には、一定の場合¹⁵は、みなし配当が生じる自己株式の取得の範囲から、「全部取得条項付種類株式に係る定めを設ける旨の定款変更に対する反対する株主からの買取請求に基づく取得を除外する」（所得税についても同様）としている（みなし配当発生事由から除外されるものは政令で定められるため、この見直しは法人税法改正案には盛り込まれていない）。この見直しにより、上記①②③のいずれの場合も譲渡損益を認識するのみ（みなし配当なし）となり、少数株主が有利な扱い¹⁶を受けられるため対応を変え得るといった懸念を解消すると考えられる。

図表 15 全部取得条項付株式を利用したスクイーズアウトの少数株主に対する課税の見直し

少数株主の対応	課税上の扱い（現行制度）
①定款変更反対株主	譲渡損益課税+みなし配当
②取得価格決定申立株主	譲渡損益課税
③争わない株主	譲渡損益課税

一定の場合（※）は
みなし配当なし

（※）買取請求が、株主がその全部取得条項付種類株式の取得決議に係る取得対価の割当てに関する事項を知った後に行った場合で、買取請求をしないとすれば端数となる株式のみの交付を受けることとなる場合に行った場合。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

5. その他の見直し

（1）適格要件の見直し

（ア）企業グループ内の分割型分割に係る関係継続要件の見直し

企業グループ内の分割型分割に係る適格要件として、（支配）関係継続要件が設けられている

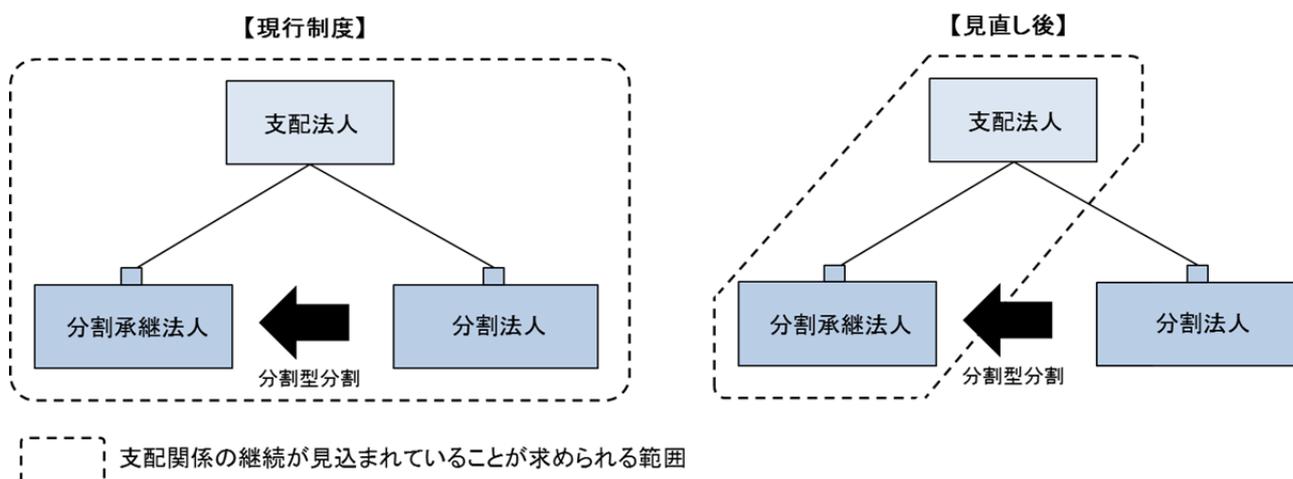
¹⁵ 買取請求が、株主がその全部取得条項付種類株式の取得決議に係る取得対価の割当てに関する事項を知った後に行った場合で、買取請求をしないとすれば端数となる株式のみの交付を受けることとなる場合に行った場合。

¹⁶ 法人株主の場合、内国法人からのみなし配当は、持分割合に応じて全部又は一部が益金不算入となる（法第23条第1項・第24条第1項）。

(法法第2条第12号の11イ・ロ、法令4条の3第6項・第7項)。これは、分割前に分割法人と分割承継法人との間の「支配関係」が存在し、分割後も「支配関係」が継続することが見込まれていることを求める要件である。「支配関係」には、分割法人が分割承継法人を（又は分割承継法人が分割法人を）支配¹⁷している場合と、同一の支配法人が分割法人と分割承継法人を支配している場合がある。

後者に関して、現行制度では、「支配法人と分割法人及び分割承継法人との間」の（支配）関係が継続することが見込まれていることが求められている。大綱はこの点について、「支配法人と分割承継法人との間」の（支配）関係が継続することが見込まれていることに見直すとしている（関係継続要件は政令で規定される事項（法令第4条の3第6項・第7項）のため、上記見直しは法人税法改正案には盛り込まれていない）。よって、分割後に分割法人を第三者に譲渡する予定である場合など、分割法人との間では関係が継続する見込みがない場合でも、適格要件を満たし得ることとなる。

図表 16 企業グループ内の分割型分割に係る関係継続要件の見直し



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(イ) 共同事業を行うための合併等に係る株式継続保有要件の見直し

共同事業を行うための合併、分割型分割、株式交換及び株式移転に係る適格要件として株式継続保有要件¹⁸が設けられている。この要件は、株主数が50人未満の場合に限り求められるものであり、以下を満たすことが必要である（法法第2条第12号の8ハ・法令第4条の3第4項第5号、法法第2条第12号の11ハ・法令第4条の3第8項第6号イ、法法第2条第12号の16ハ・法令第4条の3第18項第5号、法法第2条第12号の17ハ・法令第4条の3第22項第5号）。

¹⁷ 株式等の50%超の保有。

¹⁸ 株式継続保有要件は、共同事業を行うための分社型分割の場合にも適格要件として定められているが（法法第2条第12号の11ハ・法令第4条の3第8項第6号ロ）、今回の見直しの対象とはなっていない。なお、分社型分割の株式継続保有要件は、分割法人が、交付を受ける分割承継法人株式（又は分割承継親法人株式のいずれか一方の株式）の全部を継続して保有することが見込まれていることというものである。

交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有する
 ことが見込まれている株主の有する被合併法人等の株式 \geq 発行済株式の 80%

大綱は株式継続保有要件について、「被合併法人等の発行済株式の 50%超を保有する企業グループ内の株主がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれていること」に見直すとしており（この要件は政令で規定される事項のため、上記見直しは法人税法改正案には盛り込まれていない）、株主数が 50 人未満か否かに関わらず適用されることとなる。

（ウ） 連続して組織再編成が行われる場合の要件の見直し

当初の組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合、当初の組織再編成に適用される適格要件が別途定められている場合がある¹⁹。大綱はこのような場合について、「所要の見直しを行う」としており、法人税法改正案（第 2 条第 12 号の 8 ロ (1) 等）でも大綱に沿った見直しが行われている。

（2） 営業権等の償却方法の見直し

組織再編成によって事業を取得したときに受け入れ純資産よりも取得価額の方が大きい場合、その超過額は営業権（のれん）となる。営業権は、法人税法上、耐用年数 5 年の定額法で均等償却することとされている（法令第 13 条第 8 号ヲ、第 48 条の 2 第 1 項第 4 号、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第 1 条第 3 号、別表第三）。営業権は事業年度の中で取得した場合でも、償却額は月数按分の対象とはされていない（法令第 59 条第 1 項）。

大綱は営業権の償却方法について、取得年度の償却限度額の計算上、「月割計算」（月数按分）を行うこととしている（月数按分の対象は政令で規定される事項のため、上記見直しは法人税法改正案には盛り込まれていない）。また、資産調整勘定及び負債調整勘定についても同様の見直しを行うとしている。

（3） 適格合併等に係る欠損金の制限措置の見直し

（ア） 現行制度

会社は欠損金が生じた場合、青色申告書を提出してその後の事業年度（最長 9 年間）に欠損金を繰り越すことができる（法第 57 条第 1 項・第 10 項）。組織再編成を行った場合も欠損金

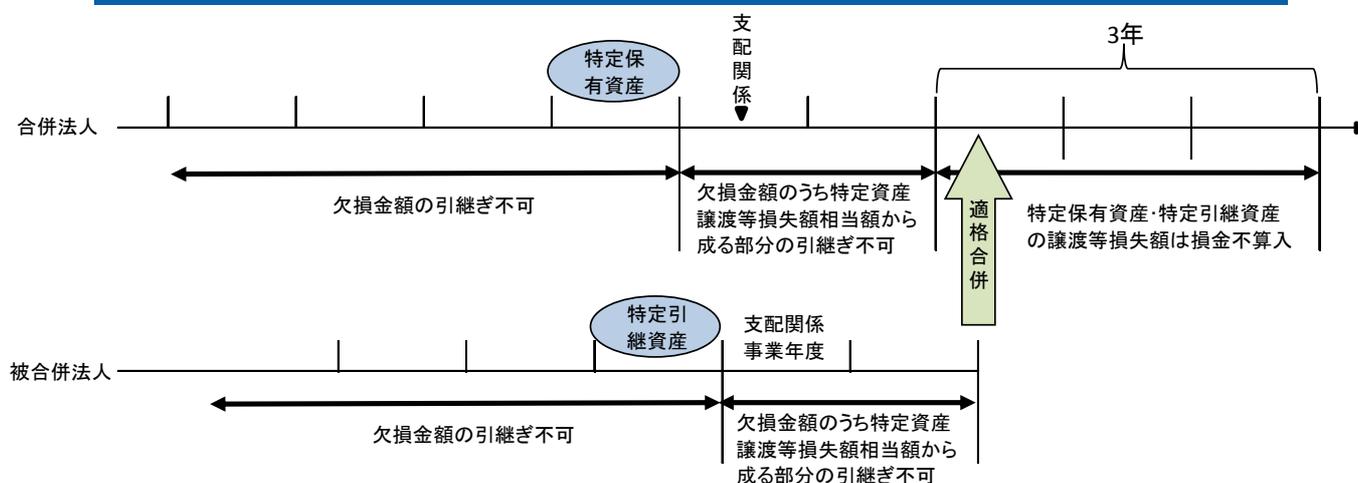
¹⁹ 例えば、合併の適格要件として従業員引継要件（被合併法人の従業員のおおむね 80%以上を合併法人が引継ぐ）があるが、当初合併後に適格合併を行うことが見込まれている場合、当初合併後の適格合併後まで、当初の被合併法人の従業員が引継がれていることが求められる。

の引継ぎが認められるが、他社が有する欠損金を利用する目的で、欠損金を有する会社を支配（50%超の株式保有）した後に吸収合併するといった租税回避行為を防止するため、一定の制限が課されている。

具体的には、適格合併を行った場合、共同事業を行うための合併の場合は欠損金の引継ぎに制限は課されないが、企業グループ内（支配関係のある会社間）の合併の場合、みなし共同事業要件を満たす等²⁰の要件を満たさない限り、支配関係が発生した日の属する事業年度（支配関係事業年度）前の事業年度の被合併法人の欠損金は引継ぐことが認められない。また、含み損のある資産を事後的に売却してその譲渡損失を利用するといった規制の潜脱を防止するため、支配関係事業年度以後についても、被合併法人が支配関係発生日において有する一定の資産（特定資産）を譲渡等した場合の損失は欠損金の繰越が認められないとされている（法第57条第3項、法令第112条第4項・第5項）。合併法人の欠損金についても同様の規制が課される（法第57条第4項、法令第112条第9項～第11項）。さらに、適格合併等から3年間は、以下の資産（特定資産）を譲渡等した場合の損失は損金算入が認められない（法第62条の7第1項・第2項）。

- ① 合併法人が支配関係発生前から有していた資産（特定保有資産）
- ② 適格合併で移転を受けた資産で、被合併法人が支配関係発生前から有していた資産（特定引継資産）

図表 17 欠損金額の引継ぎ制限等と特定資産譲渡等損失額の損金不算入のイメージ



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(イ) 大綱等による見直し

現行制度では、上記の通り、欠損金の繰越が原則として認められないのは、「支配関係発生日において有する」特定資産の譲渡等損失とされており、「支配関係発生前に有する資産」を譲渡等した場合の損失は対象に含まれていない。大綱は上記の欠損金の制限措置及び特定資産に

²⁰ 適格合併の日（の属する事業年度開始日）の5年前から継続して支配関係があること。

係る譲渡等損失額の損金不算入制度について、「支配関係発生日の属する事業年度開始の日から支配関係発生日の前日までの間に生じた特定資産の譲渡等損失額」を制限の対象に加えている²¹。法人税法改正案（第62条の7第2項第2号）でも大綱に沿った見直しが行われている。この見直しにより、「支配関係発生日前に有する資産」を譲渡等した場合の損失も欠損金の繰越控除の対象外となり得る。

6. 施行時期

大綱は、以下の見直しは、平成29年10月1日以後に行われる組織再編成について適用している（法人税法改正案（附則第1条第3号・第11条第2項）でも、①、③及び⑤の一部について平成29年10月1日以後に行われる組織再編成について適用するとされているが、②、④及び⑤の一部は政令で定められる事項のため法人税法改正案には盛り込まれていない）。

- ①全部取得条項付種類株式の端数処理等による完全子法人化の組織再編税制への組み込み（本稿4(1)）
- ②非適格株式交換等に係る完全子法人化等の資産の時価評価制度等の対象外となる資産の追加（本稿4(2)）
- ③吸収合併・株式交換によるスクイーズアウトの見直し（本稿4(3)）
- ④全部取得条項付株式を利用した場合の少数株主に対する課税の見直し（本稿4(4)）
- ⑤適格要件の見直し（本稿5(1)）

上記以外の見直しの施行時期は、平成29年4月1日以後に行われる組織再編成について適用される（法人税法改正案附則第1条・第11条第1項）。

(以上)

²¹ 特定株主等によって支配された欠損等法人に関する欠損金の制限措置と資産の譲渡等損失額の損金不算入制度についても、同様の見直しが行われている。